海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文

目 次

◎海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号)(抄)・◎海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)(抄)・・・

• 1 1

◎海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十六号)

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

____ (略

- のを除く。以下単に「油性混合物」という。)をいう。 重油、潤滑油、 軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油及びこれらの油を含む油性混合物 (国土交通省令で定めるも
- 貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物艙(そう)の洗浄水その他船舶内において生じた不要な液体物質(海洋において投入。)のうち、海洋環境の保全の見地から有害である物質(その混合物を含む。)として政令で定める物質であつて、船舶によりばら積みの液体 有害液体物質 油以外の液体物質(液化石油ガスその他の常温において液体でない物質であつて政令で定めるものを除く。次号において同
- 内において生じた不要な液体物質(海洋において投入処分をし、 海洋に物が流出するおそれのある場所(陸地を含む。)にある施設(以下「海洋施設等」という。)において管理されるものをいう。 処分をし、又は処分のため燃焼させる目的で船舶に積載される液体物質その他の環境省令で定める液体物質を除く。)並びに海洋施設その他の で定める物質以外の物質であつて船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物艙の洗浄水その他船舶 未査定液体物質 油及び有害液体物質以外の液体物質のうち、海洋環境の保全の見地から有害でない物質(その混合物を含む。)として政令 又は処分のため燃焼させる目的で船舶に積載される液体物質その他の環境省令

五~十八 (略)

で定める液体物質を除く。)をいう。

経過措置)

第五十四条 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断さ れる範囲内において、所要の経過措置 (罰則に関する経過措置及び経過措置に関する罰則を含む。)を定めることができる。

◎海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令 (昭和四十六年政令第二百一号) 抄

(海洋環境の保全の見地から有害である物質)

第一条の二 法第三条第三号の政令で定める海洋環境の保全の見地から有害である物質は、 (海洋環境の保全の見地から有害でない物質) 別表第一のとおりとする。

別表第一(第一条 の 係

X類物質等 X類物質

(16)(15)(14)(13)(12)(11)(10)(9)(8)(7)(6)(5)(4)(3)(2)(1)アクリル酸デシル

アジピン酸ジノルマルヘキシル

アジピン酸ジメチル

アセトクロール

アラクロール(濃度が九十重量パー アルカン(炭素数が六から九までのもの(ヘキサンを除く。)及び炭素数が六から九までの ・セント以上のものに限る。

アルキルジメチルアミン(アルキル基の炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。

Ł

 \mathcal{O} 0

混合物に限る。

アルキルベンゼン (アルキル基の炭素数が四から八までのもの及びその混合物に限る。)

ケン酸アミド(アルケニル基の炭素数が十一以上のもの及びその混合物に限る。)

ウンデシルアルコール

イソホロンジイソシアナート

―ウンデセン

エトキシ化プロポキシアルキルアミン(アルキル基の炭素数が十二から十六までのもの及びその混合物に限る。) エトキシ化タローアミン(濃度が九十五重量パーセントを超えるものに限る。

塩化パラフィン (炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限る。)

以下のものの濃度が一重量パーセント未満のものに限る。) 塩化パラフィン(炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物であつて、 塩素の含有量が五十重量 1 セント以上かつ炭素数が十三

オレイルアミン

(18)(17)合物を除く。)に限る。) オレフィン(炭素数が八から十二までのものを含む炭素数が五から十五までのものの混合物 (炭素数が六以上のアルファオレフィンの 混

掘削用ブライン(亜鉛塩を含むものに限る。) ファオレフィン(炭素数が八から十二までのものを含む炭素数が六から十八までのものの混合物に限る。

クレオソート(コールタールから得られたものに限る。

(22)(21)(20)(19)航空用アルキラー 1 (炭素数が八のパラフィンであつて沸点が九十五度以上百二十度以下のものに限る。

(50)(49)(48)(47)(46)(45)(44)(43)(42)(41)(40)(39)(38)(37)(36)(35)(34) (33)(32)(31)(30)(29)(28)(27)(26)(25)(24)(23)

. П

}

ルエ

ジフェ ジフェ ジフェ ジニト ジクロ シクロ • 五 ル ル

一・三―ジクロロジクロロプロパン ジクロ ジイソプロ 次亜塩素酸 ピ カルシウム ルベンゼン パン及びジク 溶 液 口 (濃 口 プ 度が十五 口 \sim ン \mathcal{O} 重量パー 混

セントを超えるものに限る。

・ヘプタン

ター

ル ル

F

ーッチ

ーシクロ・

ドデカトリエ

タ

Ì

合物

口 ベンゼン 口 プロペン

自動車燃料用アンチノック剤(アルキル鉛を含むものに限る。)(アルキル基の炭素数が七から十八までのものを含むものに限る。ジチオカルバミン酸アルキル(アルキル基の炭素数が七から十八二・六―ジ―ターシャリブチルフェノール

から十八までの

もの 及 Ű ア ル キ ル基

の炭素数が七から三十五

までの

ŧ \mathcal{O} 0 混 合物

に限る。

エニルエーニルエーニ 及びジ フェ = ル 工 1 テ ル \mathcal{O} 混合物

ジフェ エーテル及びビフェ = ル フ 工 = ル エ テ ル の混

合物

ターシ • N ャリドデカンチオ メチルドデシルアミン

多環式 テトラメチルベンゼン 芳香族化合物 (環の数が二以上の

t

の及びその混合物に限る。

テレ

F°

ンン油

デシル デカ ペン酸 オキシテトラヒド (ネオデカン酸 を除 ロチオフェン―一・ ―ジオキシド

トリエ チル べ ンゼ ートリク 口口口 口口

デセン

兀 ・リク ロベンゼンロベンゼン

- 3 -

(76)(75)(74)(73)(72)(71)(70)(69)(68)(67)(66)(65)

ミルセン

ペンタエチレンヘキサミン

プロ

ピレ

ン四量体

テンオリゴマー

タ

ル酸ブチルベンジ

ル

(64)(63)(62)(61)(60)(59)(58)(57)(56)(55)(54)(53)(52)(51)

ナフタレ

ーデシ - デシ ij Ź ルフェ チル ル ヒドロキシプロ ベンゼ

ピ

ルスルフィド

- デシ ンルフェ ノ |

ドデセン ノキシベンゼンジス ル ホン

酸

塩

溶

液

白燐(黄燐を含む。ノニルフェノール

ビスフェ ス ハフェ 一ノール 一ノール A A のジグリシジルエ エピクロ ロヒドリン

ピ ル ファピネン

ーテ

, ジデシル及びフタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジへプチルのみから成る混合物並びにフタルオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジへプチルを除く。) 及びアルキル基の炭素数が七から十三までのものの混合物(フタル酸ジイデシル、フタル酸ジアニル及びフタル酸ジへプチルを除く。) 及びアルキル基の炭素数が七から十三までのものの混合物(フタル酸ジトプタル酸ジアルキル(アルキル基の炭素数が七から十三までのもの(フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジト タピネン

フタ ル酸ジブチル

N | メ チルシクロ チル ジチオカルバミン酸ナトリウム ペンタジエニルマンガントリ 塩 力 溶 ル 液ボ 二 ル

メチル メチル ター ナフタレ ーメトキシーー F ・ベンゾチアゾ シャリペンチルエーテル メチル ルナトリウム塩溶液 工 チ ル 工 チ ル -メチル クロ

口 ア

セトアニリド

力

酸

ル酸ジイソ

ラウリン酸

セント未満のものに限る。) 燐酸アルキルアリー ル (燐酸ジフェニ ル トリル の含有率が四十重量パー セントを超えるものであつて、 オルト異性体が〇・〇二重量

燐酸トリイソプロピルフェニル

燐酸トリキシリル

(81)(80)(79)るもの 法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物のうち環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害である物質として指定す

る物質 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき、 環境大臣が海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものとして指

油性混合物(イ81に掲げる油性混合物を除き、同号に規定する原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油と、ロ若しくはハ又は別表第一の二(第十六号を除く。)に掲げる物質から成る混合物及び法第三条第二号の規定により国土交通省令で定めるニーイ(81を除く。)、ロ又はハに掲げる物質のみから成る混合物並びにイ(81を除く。)、ロ若しくはハ、次号イ、ロ若しくはハ、第三号イハー法第九条の六第三項の規定により海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものと査定されている物質 る係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値以上であるもの に限る。)であつて、これを構成する各物質の濃度を重量パーセントで表した数値に当該物質の有害性の程度に応じそれぞれ環境大臣の定め イ(81を除く。)、ロ若しくはハ、次号イ、ロ若しくはハ、第三号イ、ロ若しくはハ又は同表(第十六号を除く。)に掲げる物質との混合物油性混合物(イ81に掲げる油性混合物を除き、同号に規定する原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油と

ホ 化学廃液(イ、ロ若しくはハ、次号イ、ロ若しくはハ又は第三号イ、ロ若しくはハに掲げる物質を一以上含む廃液であつて、 次号、第三号及び別表第一の二に掲げる物質に該当するもの以外のものをいう。) イからニまで

Y類物質等

Y類物質

アクリルアミド溶液 (濃度が五十重量パー セント以下のものに限る。

アクリル酸アルキル及びビニルピリジンの共重合体のト

アクリル酸

ル

エン溶液

アクリル酸エチル

(9)(8)(7)(6)(5)(4)(3)(2)(1)アクリル酸二―エチルヘキシル

アクリル酸二―ヒドロキシエチル

アクリル

· クリル ル酸メチル

ニトリル

クリロ

(38)(37)(36)(35)(34)(33)(32)(31)(30)(29)(28)(27)(26)(25)(24)(23)(22)(21)(20)(19)(18)(17)(16)(15)(14)(13)(12)(11)(10)

アリルアル

7 1

IJ ツ ド 口 オイ 1 IJ ル (植物: 介びス ハチレ パ] ン 0 ム油又はパ 共 介重合物 ーム (ポ 核 IJ 油工 精製の際に生ずるものに限る。 テ ル ポリオ ル 中に 分散され たも 0) 限る。

ンツド オ (大豆; 油油 とうもろこし油 及び ひま わの ŋ 油 の精製の際に生ずるものの混 合物に限る。

酸 ナト リウム溶液

アジピン酸 ピン酸ジイソノニル オクチルデシル

ピン酸ジーニーエチル

ピン酸ジトリデシル

セトフ セトニトリル エ ノン及び一一フェニルエ (濃度が八十重量 パ タ Ì ノー セ ント ル の混合物 以 上八十 五重量。 (アセトフェ] セ ノンの濃度が十五重量。ント以下のものに限る。 る。 パ] セント以下の

Ł

Ď に限

亜麻仁油

アニリン

セトン

シアノヒドリ

|-アミノイソ プ 口 卜。 ル ア ル コ 1

アリー ル ポリオレフィン (ポリオレ ル フィン基の炭素数が十 から五十までの ŧ (T) 及びその混

酸 トリウム溶液 (濃度が二十五重量パー セント以 下 。 も あに 限る。

デル 酸 アル カン酸 キル 銅 (アル 塩 (炭素数が十七以上 キル 基 \mathcal{O} 炭 次素数が十一 一のも から二十まで \mathcal{O} 及びその混合物に限る。 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} 及びその 混 合物

限

に限

る。

丰 ルアミン 燐 酸 エステル ĺ キル 基の炭 素数が十二から 十四 口までの ŧ \mathcal{O} 及びその 混 合

長鎖 鎖 アル デル 牛 ル ルキルアリー アリー キルアリー ル 1 ジチオ燐酸 ル ルスルホン酸 スルホン酸 亜鉛 バリウム アル アル キル キル (アルキ 基 基 の炭 一の炭素数が七から十六までの · ル 基 素数が十六から六十までのもの及びその の炭素数が十一から五 ŧ 十までのもの及びその混合物に の及びその混 混合物に限る。 合物に限っ 限

長 デル アル 丰 丰 ・ルアリ ル アリ ĺ 1 ルル スルホン酸 ポリエーテル マグ アル ネシウム キル 基の炭素数が九から二十までの (アルキル基 の炭素数が十一から五 もの及びその混合物に限る。 十までのもの及びその 混合物に限 る。

エ ーステルコ 及びオレ フィン . の 共重合体 分子 量が二千以上の もの 及 びその混 合物に限る。

ニヒンダ サリチル ハードフェハ ノ | アル ル キル テ 基の炭 ĺ ル + ル 基の炭 素数が四 (素数 から二十までの が四 一から九、 元までの もの もの 及びその 及びその混合物に限る。 混合物に限る。

カ

ハルシウ

Ĺ

P

キ

ル

基の炭素数

が

以上の

もの

及

びその混合物

に限る。

合物に限る。

長鎖アルキルジチオカルバミドのモリブデンポリスルフィド錯体 長鎖アル サリチル酸マグネシウム(アルキ ル基 の炭素数が十 以上のもの及びその混合物に限る。

アルキルジチオ燐酸亜鉛 アルキルジチオチアジアゾール(アルキル基の炭素数が六から二十四までのもの及びその混 (アルキル基の炭素数が三から十四までのもの及びその混合物に限る。 合物に限る。

(44)(43)(42)(41)(40)(39)アルキルスルホン酸ナトリウム塩溶液 アルキルジフェニルアミン (アルキ ル 基 の炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物であつて、 濃 度が六十重 量

ント以上六十五重量パーセント以下のものに限る。 アル キルトルエン(アルキル基の炭素数が十八以上のもの及びその混合物に限る。

(47)(46)(45)

ムとの アルキルトルエンスルホン酸カルシウム(アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。アルキルトルエンスルホン酸(アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。) 複塩

とほう酸

力

セ

(52)(51)(50)(49)(48)長鎖アル ĺ ル キルフェニルアミン(アルキル基の炭ヤキルトルエンスルホン酸カルシウム塩 、キルフェノール塩及び硫化フェノールの混合物 (アルキル基の炭素数が八又は九のもの及びその混合物に限る。) (アル キル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその の芳香族系の物質を溶媒とする溶 混合物に限る。

(アルキル基の炭素数が五から四十までのもの及びその混合物に限る。

長鎖アルキルフェノールカルシウム塩

(53)を除 の混合物に限る。 アルキルベンゼン アルキルフェノー (く。) 及びアルキル基の炭素数が九以上のものの混合物に限る。 ルポリエトキシラート (アルキル基の炭素数が三又は四のもの及びその混合物並びにアルキル基の炭素数が九以上の (アルキル基の炭素数が七から十一までのものであつて、 重合度が四から十二までのも もの (ドデシルベンゼン の及びそ

アルキルベンゼンスルホン酸 (アルキル基の炭素数が十一から十七までのもの及びその混合物に限る。

セント以上含むものに限る。

ルキルベンゼンの混合物 ルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム塩溶液 (トルエンを五十重量パー

ルキルベンゼンの蒸留残留物

(58)(57)(56)(55)(54)アル ものに限る。)であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。) キル基の炭素数が八から十までのものの濃度が四十重量パーセント以下のもの、 ルキルポリグルコシド溶液 (アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びアルキル基の炭素数が十二から十四までのも 五十重量パーセントのもの又は六十重量パー のの混合物 セント以

(59)キルポリグル コシド溶液 (アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びその混合物であつて、 濃度が六十五重量パー セント以下の

(60)ル コシド 溶液 $\widehat{\mathcal{F}}$ ル キル基の炭素数が十二から十四までの もの及びその混合物であつて、 濃度が五 **干五** 重量] セント以

(81)(80)(79)(78)(77)(76)(75)(74)(73)(72)(71)(70)(69)(68)(67)(66)(86)(85)(84)(83)(82) (65)(64)(63)(62)(61) その 混合物 二一エチル アル アンモニア水 \dot{o} ウンデカン酸 エチルアミン及びその溶液 エチリデンノルボルネン エタノールアミン イソホロ イソプロピルシクロヘキサン イソアルカン イリッペ油 イソ酪酸二・二・四 イソホロンジアミン イソプロピルエーテル イソプロピルアミン及びその溶液 イソプレ イソアルカン 一-エチルヘキシルアミン ーエチルーニー ーチル チルペンチルケトン チルベンゼン 混合物に限る。 チルシクロヘキサン ŧ ―エチルシクロヘキシルアミン のに限 ケン酸カルボキシアミド亜 ケン酸ポリヒドロキシアルキルエステル チルメチルアリルアミン トルエン る。 ―三―プロピルアクロレイン (炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。)(濃度が二十八重量パーセント以下のものに限る。 (炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。 (ヒドロキシメチル) プロパン―一・三―ジオールアルキルエステル ―トリメチル―三―ヒドロキシペンチル (濃度が七十二重量パー (濃度が七十重量パー \mathcal{O} ほう セント以下のものに限る。 酸 セント以下のものに限る。)及びシクロ アルカン (炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。 (アルキル基の炭素数が八から十までのもの及び

(115)(114)(113)(112)(111)(110)(109)(108)(107)(106)(105)(104)(103)(102)(101)(100)(99)(98)(97)(96)(95)(94)(93)(92)(91)(90)(89)(88)(87)

ヒドリ

三一エ 塩化アリ エ エエ ーピクロ ートキ ーチレ ーチレ ĺ ング ング ング ング ンク \vdash ンシ ング ン ĺ キシプロピオン 及 口

ア IJ IJ IJ IJ IJ

ノヒ

ド

ij

 \exists \exists $\dot{\exists}$ $\dot{\exists}$ j $\dot{\exists}$

]]] ヒ 酸

干 モ モ

1

、メチルエ

] 1 工 \vdash

テルアセター テルアセタ テ ル

1 1

ĺ

ルルル

・ノブチルエ・

]

IJ

ル

ル

モ

ノア

・セター

ルジアセター

1

口

K

リン

Ţ

酢 口

F.

=

ル

 \mathcal{O}

共

(重合体

シ化長鎖アル ンジアミン

ンジアミン四 酢 酸四 ナトリウム塩溶

液

コキシアルキルアミン 9 ル 丰 ル 基の炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。

トキシーニ・ニー -ジメチルエタン

酸

エチ

塩化第二鉄溶液 塩化アルミニウム及び)塩酸

0 混

合物

塩化ベンジル 塩化ビニリデン

オクタ オ クタン酸 メチルシク 口 テトラシロキサン

オ オ マクチル クチルアル アルデヒド コ] ル

オレイン酸 ベクテン

イン 酸 カリウ Ĺ

フィン (炭素数が五から七まで又は十三以上のもの及びその混合物に限る。 (144)(143)(142)(141)(140)(139)(138)(137)(136)(135)(134)(133)(132)(131)(130)(129)(128)(127)(126)(125)(124)(123)(122)(121)(120)(119)(118)(117)(116)

カシュ 渦 |酸化水素溶液 ウナッツシェル油 液 (濃度が 八 (未精製のものに限る。 八重量 パ 1 セント を超え七 + 重 量 1 セント以 下の ものに限る。

レ 7

力

キシレ ン及 U ル 工 チル ベンゼンの に混合物 (<u>T</u> チ ル べ ン ンゼンの

濃

度が

~

重

量

パ]

セ

ン 1 以 上 のも

のに限る。

セ

ント

0

ものに限る。

ぎ酸 吉草 吉草 酸酸 及び 酪 |酸二||メチル \mathcal{O} 混 合物 (吉草 酸 \mathcal{O} 濃度が六十四 重 量 パ]

ぎ酸 油 É シウム 溶 液

ĺ

ゾ

1

ク ク 口 V 1 1 シア ルル ナト ルデヒド ij ソウ、 4 塩 溶 液

口 口 酢 酸 (濃度が八十 重 量 パ Ì セント以 下 Ò t のに限る。

オクク ク 口 口 ス ル 工ホ ン酸

口

 \vdash

ル

ン

1 口

口 ル 口 回 -クロ ヒド リン 口 ニト (粗製 フェニル) 口 製のものにこへンゼン 山 限 る。 -ジメチルペンタン―三―

クーク

ーク

口

口

•

兀

丰 キ サ ,―ル溶液(濃度が四十重量パーセン―二―メチルフェノキシ酢酸ジメチ 溶液液 (濃度が五十重量パー セント以 セント以下 下 \dot{O} 0 ŧ t のに限る のに限る。 る。

ル

アミン塩溶:

液

兀

| ク

口 ホ

口

才

ク

口 口

口 口

ルム

ロベンゼン

才 t リン

IJ IJ

IJ

IJ ル 木 ĺ ・ 「夏(界面活性剤を含まないも、ンモノオレイン酸 (濃度が五十重量パ ŧ] $\tilde{\mathcal{O}}$ に限っ セント る。 以 下 0 ŧ

 \mathcal{O}

É

限る。

ジメチル

(173)(172)(171)(170)(169)(168)(167)(166)(165)(164)(163)(162)(161)(160)(159)(158)(157)(156)(155)(154)(153)(152)(151)(150)(149)(148)(147)(146)(145)

酢酸シクロ酢酸二—エナ 米ぬかれ 'はく酸ジメチル'はく酸ジメチル・1 溶液

合物に限る。

・ルマルプロピル クロヘキシル クロヘキシル シロヘキシル のロヘキシル のロヘキシル

酢酸トリデシル 酢酸/ルマルオクチル 酢酸でニル 酢酸ベナシル 酢酸ペンジル 酢酸ペンチル

サリチル サフラワー 酸 欧メチル 油 ル

酸 化エ ーチレ 酸 ン及び酸化プ 化ブチレン 口 ピレン (T) 混合物 (酸化エチレンの濃度が三十重量パーセント以下のものに限る。

ア (炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。

シアバ 兀

ター

塩

温化炭素

酸

配化プロ

 E°

レ

ククロロロ ハキサノーハ キサノーハ キサノーハ ル ル 及びシクロ

ヘキサノン

0

混 合物

ク

口

キシルアミン

(177)(176)(175)(174) (187) (186)(185)(184)(183)(182)(181)(180)(179)(178) ダリアルコー に限る。) 物に限る。) 脂肪族アルコー 脂肪族アルコールポリエトキシラート シクロペンテン、一・三―ペンタジエン及びそれらの異性体 シクロペンテン シクロペンタン 直鎖脂肪族アルコール 脂肪酸メチルエステル 脂肪酸蒸留物(植物油の精製の際に生ずるものに限る。 脂肪酸(炭素数が八から十まで又は十二以上 一・三―シクロペンタジエン二量 |鎖脂肪酸の二―エチルヘキシルエステル(直鎖脂肪酸

一のもの及びその混合物に限る。

の混合物

(一・三―ペンタジエンの濃度が五十重量パ

]

セ ント

を超えるも

の炭素数が六から十八までのもの及びその混合物に限る。

)ンダリアルコールであつて重合度が三かタ(184) 脂肪族アルコールポリエトキシラート 脂肪族アルコールポリエトキシラート(アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて、 脂肪族アルコール(炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。) ルであつて重合度が三以上のものを除く。)及びその混合物に限る。) ルであつて重合度が三から六まで及び七以上のものを除く。)及びその混合物に限る。) (炭素数が八以上 (アルコールの炭素数が九から十一までの 一のもの及びその混合物に限る。 ものであつて、

重合度が二・

五. から

九まで

0 ŧ

0

ヤセ

コ

重合度が一から六までの

ŧ

0)

(セ

コ

ンダリアルコールであつて重合度が七から十二までのものを除く。)及びその混合物に限る。) ルポリエトキシラート (アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて、 (アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて、 重合度が二十以上 重合度が七から十 のも 九 まで 0 及びその混り \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} (セ コ

(188)もの及びその 脂肪族アルコールポリエトキシラート 混合物に限る。) (セコンダリアルコー ルでその炭素数が六から十七までのものであつて、 重合度が三から六までの

(195)(194)(193)(192)(191)(190) パラシメン もの及びその混合物に限る。) 臭化ナトリウム溶液 (濃度が五十重量パー セント未満 のものに限る。

(189)

脂肪族アルコールポリエトキシラー

ŀ

(セコンダリアル

7 1

ルでその炭素数が六から十七までのものであつて、

重合度が七から十二まで

硝酸及び硝 の混 合溶液

硝酸アルキル 素酸カルシウム溶液 (アルキル基の炭素数が七から九までのもの及びその混合物に限る。 (濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。)

(218)(217)(216)(215)(214)(213)(212)(211)(210)(209)(208)(207)(206)(205)(204)(203)(202)(201)(200)(199)(198)(197)(196)(223)(222)(221)(220)(219)

> イソブチルケトン 亜塩 素酸

ナトリウム溶

液

(濃度が十五

|重量パー

セント以下の

ものに限る。

ジエ イソプロ イソブチレン イソプロ ピルアミン

二・六―ジエチルアニリン タ ノー ルアミン ピルナフタレン

ジェ チルアミノエタノール

エ エ チルベンゼン チルアミン

兀

―ジオキサン

一・二―ジクロ 兀 クロ 口 フェノー エ ータン

クロ

兀 兀 ージクロ ロフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩溶液ロフェノキシ酢酸ジエタノールアミン塩溶ロフェノール 溶 (濃度が七十重量。 液

 \equiv 兀 兀 ンクロ クロ ローーーブテン ロフェノキシ酢酸トリイソプロパノールアミン塩溶

液

]

セント以下のものに限る。

ジクロ 一 · 六 ージクロ ロメタン クロ 口 ロプロピオン酸 ヘキサン

クロ

ロプロパン ロプロパン

クロ

口

ジシクロ セント以下のものに限る。) ペンタジエン及びジシクロ ペンタジエン二量体の混合物

(ジシクロペンタジエンの濃度が八十一

重量パー

セント以上八十九重

量

チオ ĺV カルバミン酸アルキル 7 ルプロピルアミン P ĺV キル 基の炭素数が十九から三十五までの もの及びその混合物に限る。

・リメチルペンテンの反応生成

ジフェ フェ アミン アミン及び二・二・ 兀 1

フェ

メタンジイソシアナート

(252 % 251 % 250 % 249 % 248 % 247 % 246 % 245 % 244 % 243 % 242 % 241 % 240 % 239 % 238 % 237 % 236 % 235 % 234 % 233 % 232 % 231 % 230 % 229 % 228 % 227 % 226 % 225 % 224)

ジブロモメタンー・二―ジブロエ ジペンテン ジメチル ジメチルアミン溶 ジブチル アミン エタノー

ピルチオカル モ エ タン バミン酸

液 (濃度が六 Ŝ 十五 エ 重量パ チ ル] セント以下のも

ルアミン

のに限る。

ンメチ íV ―ジメチルシクロ オクタン酸

キシルアミン

N・N−ジメミン ジメチルボルムアミド ジメチルジスルフィド ジメチ ĺ ポ リシロキサン

ジャト ロファ油

口

セント以下 かも

のに限る。

水酸化ナトリウム及び水素化ほう素ナトリウム溶液水酸化ナトリウム溶液 水酸化カリウム溶液 重クロム酸ナトリウム溶液(濃度が七十重量パーセ

スルホン ン (濃度が十五重量) プー セント以下のものに限る。

0

混合溶

液

タロ・ タロ]

1 脂 肪 酸 石油ス

油

!スルホン酸ナトリウム

ルホラン

大豆油

チオ ペシアンプ 硫 酸 カリウム 酸 、ウム(濃度が五十重量パーセント以下の{ナトリウム溶液(濃度が五十六重量パー のものに限る。 セント以下の

もの

に限る。

チチオオ ハトラク クロロエタン、酸ジアルキルナトリウム塩溶液

1

-ラク

口

口

エチレ

- 14 -

(281)(280)(279)(278)(277)(276)(275)(274)(273)(272)(271)(270)(269)(268)(267)(266)(265)(264)(263)(262)(261)(260)(259)(258)(257)(256)(255)(254)(253)

<u>.</u>

•

<u>:</u>

ŀ

ij

ク

口

口

工

ータン

ータン

桐油 デシ 1 _ <u>=</u> • ij ij į カ 1 ーラヒ ンフタ ヒド Í Ź ルル ル ル チルキ アル 油 油油 ピッチ ド 五. ロル 脂 アミン 77] ーナフタ ル 酸 ロルル 肪 ロナフタレンルアルコール、 ートリクロロー カフタレン酸ジブチル 油 酸 (炭素数が十 ル 脂 酸分が二十重量パー エン 。 も \mathcal{O} 限る。 セ ント未満 酢 酸グリシジル

満

0 t

のに限る。

٦ Ĺ

・ラデシ

ーラデシ

アミン及びドデシル

デシ

ノルア

ルアルコー・ルアミンの「

-ル及びドデシルマの混合物

ア

ル コ 1 ル \mathcal{O} 混 合物

-リデ 力

ij ij

メ デ

チル

酸

酢酸

カン

ル

トト

ル

イジン

• -リク <u>-</u> 口 口 エ トリ チ ĺ クン 口 口

---トリフル

オロ

エタン

: = = | トリクロ 口 プロパン

ドトトトオ

ルルル

ンジアミン

-デルエエ カエエエ

ンジイソシアナー

- デシ

ル

ア

ル

7 |

ル

キシレ

- 15 -

(310130913081307130613051304130313021301130012991298129712961295129412931292129012891288128712861285128412831282)

種

種 油油 酸

٦ ij ウム脂肪 メ ハトキシド酸メチルエコ 、(濃度が二十一ステル ステ

量

パ

]

セント以上三十重量

]

セント以

下

Oメチ

ル

ア

ル

コ

1 ル

溶

液に限

ij クロ三酢 |酸三ナトリウム塩溶液

エ エ エ ータン及び タン タン及び 口二 \vdash プ 口 口 パ ブ 口 . の パ 混合物 ンの 混 合物 (そ れぞれ エタンの \mathcal{O} 濃度が四 濃 度が 十 五 干 重 重 量 量 パ パ 1 セ セ シト ント又は八十重量パー 以 上 \mathcal{O} É

(ニト

口

]

 \mathcal{O}

に限

る。

セ ント 0) t 0)

に限る。

、ラニト ル \vdash $\dot{=}$ 1 口 口 1 エン ニト ン

オニ

 \vdash

口

 \vdash

. П

 \vdash

口

オパ

ル

1

ニト

口

ノ

ル

 \vdash \vdash 口 口 プ プ ロロフルト パパェエル 口 ン

1 口 ベ ン ゼン

素及び)燐 が酸アン モ = ーウム \mathcal{O} 混

硫化炭素 合溶液

ル アル コ]

ネオデカン酸 ネオデカン酸

Ľ

ル

ノナン酸

ル フェ . ノ ー ルル ポリ

エ トキシラー ŀ (重合度が四以 上 のも の及びその混合物に限る。

もの

及びその混合物に限る。

ル 7 7 十以上の

ルルルル マママ ルルルルル ルプロピルアルコールルプロパノールアミンルブチルエーテル

廃硫 硫酸

、キサン

酸

ル

アルデヒ

- 16 -

(339)(338)(337)(336)(335)(334)(333)(332)(331)(330)(329)(328)(327)(326)(325)(324)(323)(322)(321)(320)(319)(318)(317)(316)(315)(314)(313)(312)(311)

きわ

'n

油

Ì]] Δ Δ Δ Δ Δ Δ ム核ステアリンム核オレイン 核 核 オ 核油脂肪 (油脂肪) オレイン レ 1

酸

留物

に限る。

ン

 Δ 油 ステアリン

ビビひひ N パパパパパパパパススまま | ララートーーー Δ Δ Δ 油 油 油 脂 脂 肪 酸 酸 以チル

 \mathcal{O} 分別物が対 (蒸留物に限る。 バエステル

ラア ラフ] インワックスルデヒド及びアンモニアの反応生成

まし (ヒドロ 油 キシエチル) 工 チレンジアミン三酢酸三ナトリウム塩溶

液

ビニル ピリジン 1 ル 工 ン

ビスフェ

1

ĺ

ル

F

のジグリシジル

ーテ

ル

= <u>-</u>

-クロロ

口口

エチル)

エピ

]

テ

ル

シジルエーテル

一一フェ フー = ル ル 1 キシリル エ タン

フフェエ ル \mathcal{O} スル ホン酸アル キ ル エ ーステ ル

ルルルルルルノ 酸ジウンデシル 酸ジイソオクチル

フフフフフ タタタタタ ル酸ジトリデシルル酸ジデシル及びフタル酸ル酸ジエチル 酸ジ ノノニ ル 0

混 合 物

- 17 -

(3681367136613651364136313621361136013591358135713561355135413531352135113501349134813471346134513441343134213411340)

-タプロ

ン

タ ルルル

酸ジ

 \sim

ル酸ジメチルル酸ジヘプチャ キ シ

ルル

(炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。

セント以上三十重量パーセン

1

以下のものに限る。

ル フラー ル

フル

ノフリ

ĺ

アル

コ

]

ル

ブチル ブチル ガンマブチロラクトン アミン アル デヒド

分解ガソリン (ベンゼンを含むものに限る。

ピオニトリル

プベプローロ 口 ロピオン酸 ピオンアルデヒド ピオラクト

口

口 口 ロピオン酸ノルマルペンチルロピオン酸ノルマルブチルロピオン酸エチル

口 口 ピレン三量体 ピルベンゼン ヘキサデシルナフタレン及び一・

兀

ピ

ス

(ヘキサデシル)ナフタレンの混

合物

、メチレンジアミン及びその 溶液

キサメチレンイミン

キサメチレンジイソシアナート

ヘプチルアルコール (メチー・六―ヘキサンジオール (メチルペンチルアルコー ル (蒸留物に限る。 ルを除く。

- 18 -

(395)(394)(393)(392)(391)(390)(389) (388)(387)(386)(385)(384) (383)(382)(381)(380)(379)(378)(377)(376)(375)(374)(373)(372)(371)(370)(369)

ペテロラタム ベンゼントリカルボン酸トリオクチル ベンゼン(濃度が十重量パーセント以上 ペンタクロロエタン ンルアル 7 |

の

粗製ベンゼンを含み、

前号に掲げる物質を含むものを除く。

ホスホン酸水素ジブチル

飽和脂肪酸(炭素数が十三以上 ペンタン のもの及びその混合物に限る。

一・三―ペンタジエン

ホスホン酸水素ジメチル

ムアミド

ムアルデヒド溶液 (濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。

ホワイトスピリット (芳香族系成分の含有量が十五重量パーセント以上二十重量パー セント以下の もの に限る。

でのもの及びその混合物に限る。) ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテルアセタート(アルキル基の炭素数が一から六までのものであつて、パリアクリル酸アルキル(アルキル基の炭素数が十八から二十二までのもの及びその混合物に限る。)のキシレン溶 重合度が二から八ま

ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素 ポリイソブチレン (重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。

ポリエーテル(分子量が千三百五十以上のもの及びその混合物に限る。

ポリエチレンポリアミン(ペンタエチレンヘキサミンを除く。 ポリエチレンポリアミン及び流動パラフィンの混合溶液 (炭素数が五から二十までの流動パラフィンの濃度が五十重 量 ポー

(炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。

を溶媒とする溶液

セントを超

るものに限る。) ポリオレフィン(分子量が三百以上のもの及びその混合物に限る。

ポリオレフィンアミドアルケンアミンほう酸塩(ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混 ・リオレフィンアミドアルケンアミン(ポリオレフィン基の炭素数が十七以上のもの及びその混合物に限る。 合物に限る。

ポリオレフィンアミドアルケンアミンポリオー ル

ポリオレフィンアミン ポリオレフィンアミノエステル塩 (ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。 (分子量が二千以上 一のもの及びその混合物に限る。

ij

フィンアミンの芳香族系の物質を溶媒とする溶液

- 19 -

(419)(418)(417)(416)(415)(414)(413)(412)(411)(410)(409)(408)(407)(406)(405)(404)(403)(402)(401)(400)(399)(398)(397)(396)(423)(422)(421)(420)

無水プロ

 ${\not\vdash}^{\circ}$

オン酸

シリオ ,リオレフィンフェノールアミン(ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。カリオレフィンチオホスホン酸バリウム塩(ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物 レフィンエステル (ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五 (ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。 一十までの ŧ の及びその混合物に 限る。

・リオレフィンポリアミンこはく酸イミドのオキシスルフィドモリブデン錯体

ポリシロキサン

ポリ (ジアリルジメチルアンモニウムクロライド)

溶液

ポリブテニルこはく酸イミド ポリプロピレン ポリブテン (重合度が五以上のもの及びその混合物に限る。

無水フタル マンゴー 核 酸油

ポリ硫酸

酸第二鉄溶液

ポリメチレンポリフェニルイソシアナート

無水マレ 無水ポリオレ レイン酸 ンフィン

メタクリル酸 タクリル酸エチル 、タクリル酸エイコシル、メタクリル酸セチル、メタクリル酸デシル及びメタクリル酸ブチルの混合物

メタクリル酸エイコシル及びメタクリル酸セチル の混合物

、タクリル酸ドデシル及びメタクリル酸オクタデシル タクリル酸ドデシル及びメタクリル酸ペンタデシル の混合物 の混合物

タクリル酸ノニル

混合物 メタクリル 酸 ポリアルキル (アル キル 基の炭素数が十から十八までのもの及びその混合物に限る。 及びエチレン―プロピ レ ン共重合体

基の炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。

/クリ ĺ 樹脂の一・二―ジクロ 口 エ タン 溶液

タクリロ ニトリル

メ

タクリル

酸ポリアルキル

(アル

キル

ノクリル

酸メチル

(452)(451)(450)(449)(448)(447)(446)(445)(444)(443)(442)(441)(440)(439)(438)(437)(436)(435)(434)(433)(432)(431)(430)(429)(428)(427)(426)(425)(424)

やし

油

メチル メチル メチルシクロー メチルアル 一ーメチル コーメ アミン溶液 チ ル ルアニリ 五 (一六— コー ヘキサン エチルピリジン エチルアニリン (濃度が四十二重量パ

]

セント以下

0

t

のに限る。

メチル アル メチルジエ ファメチルスチレン シクロペンタジエン二量体 タノールアミン

ーメ (メチルチオ) プロピオンアルデヒド チル ―二―ピロリドン

メチル バブチル ケト ン

メチル ブテノール (メチルイソブチルケトンを除く。

モノオレ 綿実油 モル ホリン 1 -ン 酸 ポリオキシエ チレンソ ル ピ ラタン (重合度が二十のものに限る。

ラード やし やし)油脂肪 油 脂 肪 酸酸 ジメチ ル エステル

ラクトニトリ, 酪酸ブチル 酪 酪 酪 酸 酸

落花生油 ル 溶 液 (濃度が八十重量パー セント以下のも のに限る。

ラテックス 鎖 化アンモニウム溶液 硫 化アルキルフェノー (安定剤として一 (濃度が四十五重量 ルカルシウム塩(アー重量パーセント以 デー アル セント以下 下 + Oアン · ル 基 モ の炭素数が八から四十までのもの及びその混合物に限る。 のものに限る。 ニアを含むものに限 る。

(464)(463)(462)(461)(460)(459)(458)(457)(456)(455)(454)(453) 硫酸 燐酸トリブチル 燐酸トリトリル 燐酸水素ジ―二―エチルヘキシル 硫酸アルミニウム 硫酸ジエチル 硫化ナトリウム溶液(濃度が十五重量パー 硫化炭化水素(炭素数が三から八十八までのもの及びその混合物に限る。 ジン油 化アンモニウム及び硫化水素ナトリウムの (蒸留物に限る。 (オルト異性体を含むものに限る。 溶

セント以下のものに限る。

混合溶液

ワックス(パラフィンワックスを除く。

口 る物質 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき、 環境大臣が海洋環境の 保全の見 地 からY 類 物質と同程度に有害であるも のとして指

合物に限る。)であつて、これを構成する各物質の濃度を重量パーセントで表した数値に当該物質の有害性の程度に応じそれぞれ環境大臣の通省令で定める油と前号イ(81を除く。)、ロ若しくはハ、イ、ロ若しくはハ、次号イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二に掲げる物質との混で定める油性混合物(前号イ81に掲げる油性混合物を除き、同条第二号に規定する原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交は別表第一の二(第十六号を除く。以下この表において同じ。)に掲げる物質から成る混合物及び法第三条第二号の規定により国土交通省令 定める係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値の範囲内であるもの イ、ロ又はハに掲げる物質のみから成る混合物並びに前号イ(81を除く。)、ロ若しくはハ、イ、ロ若しくはハ、次号イ、法第九条の六第三項の規定により海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものと査定されている物質 口 若しくは

Z類物質等 Z類物質

(6)(5)(4)(3)(2)(1)アジポニトリル

アセト酢酸メチルアセト酢酸エチル アセトニトリル(濃度が八十五重量パー

セントを超えるものに限る。

アミノエチルエタノールアミン

アセトン

又

(32)(31)(30)(29)(28)(27)(26)(25)(24)(23)(22)(21)(20)(19)(18)(17)(16)(15)(14)(13)(12)(11)(10)(9)(8)(7)塩化マ 硫黄 亜硫酸 塩酸 塩化ベンゼンスルホ 塩化コリン溶液 塩化カリウム、 塩化カリウム溶液 Ł 工 アミノエ イソプロ N―アミノエチルピペラジン 一一エチルブタンジニトリル及び二―メチルグルタロ 一チレ チルアルコー ĺ チレングリコー のに限る。) ングリコー チル ピ エ 硝 タノー

十二から十七までのもの及びその混合物に限る。 安息香酸ナトリウム アルミノけい酸ナトリウム ·一アミノーニーメチルーーー。 限る。)の混合物 、キルインダン(アルキル基の炭素数が十二から十七までのもの及びその混合物に限る。)、、、キルアリールスルホン酸カルシウム(アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びそ キルフェニルプロポキシラー (二一アミノエトキシ) エタノー 水素ナトリウム溶液 (濃度が四十五重量パー -プロパ \vdash P 7 ル ル キ ル ル 基の炭素数が九から十五までの)及びアルキルベンゼン(アルキル基の炭素数が十二から十七までのもの及びその混 セント以下の É のに限る。 一から五十までのもの及びその もの及びその混合物に限る。 アルキルインデン(アル

混合物に

限る。

キ

ル基の炭

素数

ルアミン及びアミノエチ

ルジエタ

ノー

ル

アミンの

混

合溶

液

酸二・二・ レルアル 兀 コ トリメチル―三―イソブトキシペンチル ル の混合物

ニトリ

ル

(二-エチルブタンジニトリル

の濃度が

一重量パ

セント以下

塩化アンモニウム溶液 トキシ化ポリエチレンイミン溶液 ルモノフェニルエーテル及びジエチレ (濃度が二十六重量パーセント以上のものに限る。 (濃度が二十五重量パー (濃度が九十重量パーセント以下のものに限る。 セント未満のものに限る。 ングリコール モノフェ ル エー テル の混合物

ルモノフェニルエ

]

テル

酸カルシウム及び硝酸マグネシウムの混合溶液

グネシウム溶液 ニル

のに限る。

(60)(59)(58)(57)(56)(55)(54)(53)(52)(51)(50)(49)(48)(47)(46)(45)(44)(43)(42)(41)(40)(39)(38)(37) (36)(35)(34)(33)

グリ

1

ぎ酸 ぎ酸 カプ カリウム溶液 口 イソブチル

ラクタム及びその

溶

液

ぎ酸の混合物

(ぎ酸ナト

IJ

ノウム

0

含有量が二十

Ħ.

重

量

パ

]

セント以下であつ

て、

プ

口

ピオン酸

の含有量が十

凣

重量

セ

ント

以

下

 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O}

に限る。

ぎ酸メチル

くえん酸 (濃度が

量

パ

Ì

セント

以下

0

t

のに限る。

塩化ナトリウム又は臭化カル

シウムを含み、

亜

鉛塩を含まな

いも

のに限る。

掘削用ブライン ークロ 口 (塩化カルシウム、 七十 重

ゥ 口 口 ロプロピオン酸ロプロピオン酸

グリコ リシンナ ル 酸溶液 トリウム塩溶液 (濃度が七 + 重量] セント 以下 0

Ł

0

に

限る。

グリセリンエトキシラー グリセリンエトキシラー グリセリン ノセリン プロポキシラー ١ ١

ト及びグリセリン ´リセリンプロ プ ポキシラー 口 ポ キシラー Ļ 1 スクロ \mathcal{O} 混合] ス

プロポキシラート及びソルビト ル プ 口 ポ キシラー 1 \mathcal{O} 混合物 (アミンの含有量が十重量)] セ ント - 未満 0 Ł

工 1

キシラー

ト及びスク

口

] スプ

口

ポ

キシラー

 \vdash

 \mathcal{O}

混

合

物

酢酸 グリセリ 0) に限る。

酢酸ナトリー 酢酸メチル クウム、 L ゆう酸ナトリウム及びリグニン

(木材から生成するものに限る。

の混合物

酢酸エチル

口

ピ

ル

ŕ

ム溶

液

族炭化 水素

酸素含有脂肪 酸化メシチル

酸化チタン

酒類 シクロ 酸 キサノン モニウム溶液 (濃度が九十三重量パ

]

セント以

下

0

Ł

0

に限る。

- 24 -

(80)(79)(78)(77)(76)(75)(74)(73)(72)(71)(70)(69)(68)(67)(66)(65)(64)(63)(62)(61)(88)(87)(86)(85)(84)(83)(82)(81)

水酸

酸化カル

シウム

二・二―ジメチル

プロパン―一・三―ジオー

ル及びその溶

溶

液

(濃度が四

重

量

セント以下のものに限る。

Ν

•

酸カル 酸アン シウム溶液 七 ニウム及び尿素の混合溶液 (濃度が五十重量。 パ] セント以 下 0 t のに限る。

ジアセト ンアルコール

ジアル イソプロ キルジフェニルアミン ーパノー ルアミン テ ĺV キル 基 $\overline{\mathcal{O}}$ 炭 (素数が 八 又は 九 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} 及びその混合物に限る。

エ ーチル 工 ユーテル

ジジエエ エ ーチレ ーチレ ーチレ ングリコー ングリコー

ングリコー -ルジブチルエーニ

テ

ジエ <u>·</u> ーチレ ―ジクロ ントリアミン五酢酸五ナトリウム塩溶 口 エタン テ ルル

液

ジプロ ピレ ―ジメチルアセトアミド及びその ングリコー ル

炭酸 スルホン化ポリアクリル 水酸化マグネシウム 政エチレ 酸 エ ステル 溶液

炭酸ナトリウム及び硫 炭 酸ナトリウム溶 液

 \mathcal{O} 濃度が六重量 ポー セ 化水素ナトリウムの ント以下のものに 限る。 混合溶 液 (炭酸ナトリウムの濃度が三重 量 1 セント以下のもの

であつて、

硫

化水素ナト

リウ

セント以下

のものに限る。

工 タノ

]

ル溶液に限る。

炭酸 才硫 プロピレ 酸 アンモニウム溶液

テトラエ チレ ングリコ 1 ル (濃度が六十重量パー

テトラエトキシシランのモ ノマ] 又はオリゴ 7] (濃度が二十重量パ] セントの

トリア テトラヒドロ セチル ーフラン グリセリン

ij ij ź -ソプロ パノールアミン ルアミン

(115)(114)(113)(112)(111)(110)(109)(108)(107)(106)(105)

(104)(103)(102)(101)(100)(99)(98)(97)(96)(95)(94)(93)(92)(91)(90)(89)基の に限る。)、ポリアルキレンブレーキ液基剤(ポリアル ナフタ 乳酸 尿素溶液 ラアル、 - デシ -リメ -リプロ チレ 炭素数が一から四 ij 口 口 チ ル ル ij 口 口 ピレ ピレ 7 Ź ź ピレングリコ モクロロ ル ル Ė 7 ドロ チロ チル エチル アル ル ングリコー ル ル チ グデヒド バベンゼン プロ ングリコー ングリコ ヘプタン酸 ンスルホ キシ— 7 1 アミン溶液] レ ン ーメタン ピル エー グリ ルプロパンプロポキシラー ングリコー ル 1 アミン · ン 酸] テ 应 コ -ルモノアル· -ルフェニル ル ル 1 及び ル (濃度が三十重量パ メ ル

チル

(チオ)

酪

酸

ホ

ル

ムア

ルデ

É

ド

 \dot{O}

共

重合体のナトリ

ノウム

「塩溶

液

Ì

セ ント

以下

 \mathcal{O}

ŧ

のに限る。

ングリコール

ングリコー ル たモノ アル ルキ P ルル エキーレ けら酸っテル(コ グリコ アル] ルキレングリコールールの炭素数が二豆 二又は三のも ルの炭素数が二から十までのものであつて、 のであつて、 重合度が二から八までの ア ル ŧ キ

までのものに限る。)及びそれら 0) エステルの混合物に限る。

口 ピレ ングリコー ルキルエーテルアセター (濃度が五 +

重

量

]

セントの

ものに限る。

1

キサメチレ ンジアミンアジペート 溶液

キサメチレ **一**ヘキサンジオ ンテトラミン ル 溶液 (蒸留物を除く。

ス ホ ル レ アル ングリコー トリ 77 工 チ ル ル

 \mathcal{O}

(142)(141)(140)(139)(138)(137)(136)(135)(134)(133)(132)(131)(130) (129)(128)(127)(126)(125)(124)(123)(122)(121)(120)(119)(118)(117)(116)

タクリル

酸及びメタクリ

ル

酸 T

ル

コ

キシポリ

(オキシアルキレ

0)

共重合体の

トリウム塩水溶

液

(濃度が四

十五 重 量パ

セン

) ト以

しその リアルキレングリコープリアクリル酸ナトリウ ブリア ij 混合物に限る。 イソブチレンの酸 クリ ル 酸ナトリウム溶液(重合度が酸溶液(濃度が四十重量パー - ルモノアルキルエーテル・ 潅液(重合度が四以上 無水物 付 加

(アルキル基の炭素数が一から六までのものであつて、)のもの及びその混合物に限る。)

重合度が二から八までの

Ł

 \mathcal{O} 及 以

下 かも

のに限る。

・リエチレ ングリコー ル

ポリエチレ ングリコールジメチル エ] テ ル

ポリエチレ ングリコールメチルブテニルエ] テ ル (分子量が千を超えるもの及びその混合物に限る。

ポリグリセリンナトリウム塩溶 ポリ塩化アルミニウム溶液 液 (水酸 化ナトリウムの含有量が三 重 量 パ] セント未満 0) ŧ のに限る。

ポリ燐 ポリプロピレ 焼アンモニウム溶液 ロピレングリコール

無水酢酸 無水こはく酸アルケニル(アルケニル基の炭素数が十 六から二十までの もの 及びその混 合物 に限る。

0 ものに限る。

メチルエチルケトン チル クリル酸ブチル イソブチルケト

タ

タクリル酸ドデシル

―メチルグルカミン溶液 (濃度が七

-重量パ

セ

ント以下のものに限る。

メチル ターシャリブチル 工 ーーテル

一一メチル ピリジン

三―メチル |―メチル ピリジン ピリジン

ーメチル チル ブチノール プロ パンジオー

ĺ ĺ プロ ペンチルアルコ 占。 ルケトン 1 ル

- 27 -

備

口 (160)(159)(158)(157)(156)(155)(154)(153)(152)(151)(150)(149)(148)(147)(146)(145)(144)(143)

メチルペンチル ケト

三―メチル―三―メトキシブタノー 三―メトキシ―一―ブタノール

ラテックス(スチレン及びブタジエン 0 共 重合体をカ ル ボ キシル 化し したもの 並びにスチレンブタジエンゴ

ム に 限

リグニンスルホン酸アンモニウム溶液

リグニンスルホン酸カルシウム溶液

、グニンスルホン酸ナトリウム塩溶液

リグニンスルホン酸マグネシウム塩溶液

硫化アル 一リ ジン溶液 キルフェノール (濃度が六十重量パーセント以下のも のに限る。

混合物に限る。

硫化脂肪 (炭素数が十四から二十までのもの及びその混合物に限る。)キルフェノール(アルキル基の炭素数が八から四十までのもの及びその

硫化水素ナトリウム溶液 (濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。

硫化ポリオレフィンアミドアルケンアミン (ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。

硫酸ナトリウム溶液 硫酸アンモニウム溶液

ニウム溶

国際 燐酸トリエチル 海 『事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき、 環境大臣が海洋環境の保全の見 地 物質と同程度に有害であるも のとして指

る物質 法第九条の 六第三項の規定により海洋環境の 保

げる物質との混合物に限る。)であつて、これを構成する各物質の濃度を重量パーセントで表した数値に当該物質のの他の国土交通省令で定める油と第一号イ(81を除く。)、ロ若しくはハ、前号イ、ロ若しくはハ、イ、ロ若しくは土交通省令で定める油性混合物(第一号イ(81に掲げる油性混合物を除き、同条第二号に規定する原油、重油、潤滑油、又は別表第一の二に掲げる物質から成る混合物(別表第一の二に掲げる物質のみから成るものを除く。)及び法第三 環境大臣の定める係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値未満であるもの 口 又はハに掲げる物質のみから成る混合物並びに第一号イ((別表第一の二に掲げる物質のみから成るものを除く。)及び法第三条第二号の規定により国物並びに第一号イ(81を除く。)、ロ若しくはハ、前号イ、ロ若しくはハ、イ、ロ若しくはハ保全の見地から2類物質と同程度に有害であるものと査定されている物質 重油、潤滑油、 口若しくはハ又は別表第一 有害性の程度に応じそれ 軽油、 油、 の二に掲 揮発油そ

この 表において「重量パーセント」とは、 溶液中の 表示物質の重量の溶液の全重量に対する比の百倍を いう。

表第一の二(第一条の三 二関係)

塩化カリウム溶液 (濃度が二十六重量パー セント未満の ŧ のに限る。

カオリン

還元でん粉加水分解物

グリセリンエトキシラート

グルコース溶液

+++++++九八七六五四六五四三二一...植物性たんぱく質溶液 (加水分解したものに限る。

ソルビトール溶 液

石炭

炭酸カルシウム

炭酸水素ナトリウム溶液 (濃度が十重量パー セント未満のものに限る。

粘土に対け 糖みつ

素

マルチトー ル 溶 液

水

りんご果汁

レシチン

法第九条の六第三項の規定により、 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき、 海洋環境の保全の見地から有害でないものと査定されている物質 環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害でないものとして指定する物質

前各号に掲げる物質のみから成る混合物

この 表において「重量パーセント」とは、 溶液中の 表示物質の重量の溶液の全重量に対する比の百倍をいう。